

平成26年3月4日招集

平成26年 第1回

佐渡市議会定例会議案

佐 渡 市

目 次

議案第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（新潟県市町村総合事務組合規約の変更について）	・・・ 1
議案第 2 号	佐渡市特別職の職員の給与に関する条例及び佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について	・・・ 4
議案第 3 号	佐渡市職員の給与の特例に関する条例の制定について	・・・ 6
議案第 4 号	佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	・・・ 8
議案第 5 号	佐渡市附属機関の設置に関する条例の制定について	・・・ 11
議案第 6 号	佐渡市金井地区防災無線施設条例を廃止する条例の制定について	・・・ 28
議案第 7 号	佐渡市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	・・・ 30
議案第 8 号	佐渡市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例の制定について	・・・ 32
議案第 9 号	佐渡インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例の制定について	・・・ 34
議案第 10 号	佐渡市老人医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	・・・ 42
議案第 11 号	佐渡市医療技術者奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について	・・・ 45
議案第 12 号	佐渡市廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例の制定について	・・・ 47

議案第13号	佐渡市児童遊園条例の一部を改正する条例の制定について	・・・49
議案第14号	佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	・・・51
議案第15号	佐渡市高齢者共同住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	・・・53
議案第16号	佐渡市営畑野駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	・・・55
議案第17号	佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	・・・57
議案第18号	佐渡市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について	・・・59
議案第19号	佐渡市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について	・・・61
議案第20号	佐渡市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について	・・・63
議案第21号	佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	・・・65
議案第22号	佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	・・・67
議案第23号	佐渡市辺地総合整備計画（平成25～27年度）の変更について	・・・69
議案第24号	財産の無償譲渡について（旧川茂教職員住宅）	・・・70
議案第25号	平成25年度佐渡市水道事業会計資本剰余金の処分について	・・・71

議案第26号	平成25年度佐渡市一般会計補正予算（第7号） について	・・・72
議案第27号	平成25年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予 算（第4号）について	・・・72
議案第28号	平成25年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正 予算（第2号）について	・・・72
議案第29号	平成25年度佐渡市介護保険特別会計補正予算 （第3号）について	・・・72
議案第30号	平成25年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算 （第3号）について	・・・72
議案第31号	平成25年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第 3号）について	・・・72
議案第32号	平成25年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計補正 予算（第2号）について	・・・72
議案第33号	平成25年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予 算（第3号）について	・・・72
議案第34号	平成25年度佐渡市五十里財産区特別会計補正予 算（第1号）について	・・・72
議案第35号	平成25年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2 号）について	・・・72
議案第36号	平成26年度佐渡市一般会計予算について	・・・72
議案第37号	平成26年度佐渡市国民健康保険特別会計予算に ついて	・・・72
議案第38号	平成26年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算 について	・・・72

議案第39号	平成26年度佐渡市介護保険特別会計予算について	・・・72
議案第40号	平成26年度佐渡市簡易水道特別会計予算について	・・・72
議案第41号	平成26年度佐渡市下水道特別会計予算について	・・・73
議案第42号	平成26年度佐渡市歌代の里特別会計予算について	・・・73
議案第43号	平成26年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について	・・・73
議案第44号	平成26年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について	・・・73
議案第45号	平成26年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について	・・・73
議案第46号	平成26年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について	・・・73
議案第47号	平成26年度佐渡市真野財産区特別会計予算について	・・・73
議案第48号	平成26年度佐渡市病院事業会計予算について	・・・73
議案第49号	平成26年度佐渡市水道事業会計予算について	・・・73
議案第50号	人権擁護委員候補者の推薦について	最終日提出
議案第51号	人権擁護委員候補者の推薦について	最終日提出
議案第52号	人権擁護委員候補者の推薦について	最終日提出
議案第53号	佐渡市二宮財産区管理委員の選任について	最終日提出

議案第1号

専決処分の承認を求めることについて（新潟県市町村総合事務組合
規約の変更について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙の
とおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を
求める。

平成26年3月4日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

専決第3号

専決処分書

新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成26年2月20日

佐渡市長

甲斐 元也

別紙

新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、新潟県市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更するものとする。

新潟県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合同規約（平成16年総行市第30号許可）の一部を次のように変更する。

別表第2の2の項及び3の項中「村上市」の次に「、燕市」を、「糸魚川市」の次に「、五泉市」を加える。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 2 号

佐渡市特別職の職員の給与に関する条例及び佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市特別職の職員の給与に関する条例及び佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年 3 月 4 日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市特別職の職員の給与に関する条例及び佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

(佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例(平成16年佐渡市条例第53号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

4 平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間における特別職の職員の給料月額、第3条の規定にかかわらず、市長にあつては59万8,000円とし、副市長にあつては52万4,000円とする。

(佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第 2 条 佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成16年佐渡市条例第55号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

4 平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間における教育長の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、47万5,000円とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第3号

佐渡市職員の給与の特例に関する条例の制定について

佐渡市職員の給与の特例に関する条例を次のとおり制定する。

平成26年3月4日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市職員の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、佐渡市職員の給与に関する条例（平成16年佐渡市条例第56号。以下「給与条例」という。）の規定に基づき給料（給料の調整額を含む。以下単に「給料」という。）の支給を受ける一般職の職員（給与条例別表第3医療職給料表の適用を受ける職員を除く。以下「職員」という。）の給料の月額の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の給料の月額の特例)

第2条 平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間における職員の給料の月額は、給与条例第3条から第4条の2まで及び第7条の規定(以下「第3条等の規定」という。)にかかわらず、第3条等の規定により定められた額から、当該額に100分の3を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、給与条例に規定する手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、第3条等の規定により定められた額とする。

(水道事業職員等の給与の特例)

第3条 佐渡市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年佐渡市条例第293号）の適用を受ける水道事業職員及び佐渡市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成21年佐渡市条例第4号）の適用を受ける病院事業職員の給与の特例については、この条例の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第4号

佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年3月4日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市職員の給与に関する条例（平成16年佐渡市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「災害派遣手当」を「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）」に改める。

第16条の9の見出しを「(災害派遣手当等)」に改め、同条第1項中「又は」を「若しくは」に改め、「職員」の次に「又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定に基づき、復興計画の作成等のため派遣された職員」を加え、同条の次に次の2条を加える。

第16条の10 武力攻撃災害等派遣手当は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条において準用する災害対策基本法第32条第1項の規定に基づき、国民の保護のための措置の実施のため派遣された職員で、住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。

2 前項に規定するもののほか、武力攻撃災害等派遣手当の支給については、災害派遣手当の支給の例による。

第16条の11 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において準用する災害対策基本法第32条第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員で、住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。

2 前項に規定するもののほか、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給については、災害派遣手当の支給の例による。

別表第1行政職給料表の備考第2号中「100分の98.91」を「100分の98.97」に改める。

別表第2公安職給料表の備考第2号中「100分の98.91」を「100分の98.97」に改める。

別表第3医療職給料表イ医療職給料表 の備考第2号中「100分の98.91」を「100分の98.97」に改め、同表医療職給料表ウ医療職給料表 の備考第2号中「100分の98.91」を「100分の98.97」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第5号

佐渡市附属機関の設置に関する条例の制定について

佐渡市附属機関の設置に関する条例を次のとおり制定する。

平成26年3月4日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市附属機関の設置に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に基づき設置する執行機関の附属機関に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長又は佐渡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関として、別表に定める附属機関を置く。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営について必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(佐渡市行政改革推進委員会条例等の廃止)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

佐渡市行政改革推進委員会条例(平成16年佐渡市条例第9号)

佐渡市個人情報保護制度審議会条例(平成16年佐渡市条例第14号)

佐渡市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成16年佐渡市条例第15号)

佐渡市交通安全対策会議条例(平成16年佐渡市条例第28号)

佐渡市青少年問題協議会条例(平成16年佐渡市条例第143号)

佐渡市スポーツ推進審議会条例(平成16年佐渡市条例第145号)

佐渡市文化財保護審議会条例(平成16年佐渡市条例第176号)

佐渡市高齢者等福祉保健審議会条例(平成16年佐渡市条例第215号)

佐渡市予防接種健康被害調査委員会条例(平成16年佐渡市条例第221号)

佐渡市特別職報酬等審議会条例(平成16年佐渡市条例第331号)

佐渡市総合計画審議会条例(平成16年佐渡市条例第332号)

佐渡市都市計画審議会条例(平成16年佐渡市条例第333号)

佐渡市水道運営審議会条例（平成16年佐渡市条例第334号）

佐渡市マリンタウンプロジェクト推進委員会条例（平成16年佐渡市条例第335号）

佐渡市林業振興協議会条例（平成16年佐渡市条例第352号）

佐渡市企業誘致委員会条例（平成16年佐渡市条例第353号）

佐渡市地域医療計画策定委員会条例（平成18年佐渡市条例第22号）

佐渡市立病院運営委員会条例（平成18年佐渡市条例第68号）

（経過措置）

第3条 この条例施行の際、現に附属機関等の委員である者は、この条例の規定により委嘱又は任命されたものとみなし、その任期は、旧条例等の規定による任期の残任期間とみなす。

（佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正）

第4条 佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例（平成16年佐渡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

（佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第5条 佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年佐渡市条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1第16項から第40項までを次のように改める。

16	スポーツ推進委員	年額	36,000
17	社会教育指導員	月額	101,900
18	植物園	園長	月額 14,600
		学芸員	月額 9,700
19	英語教育支援員	日額	5,300
20	不登校児童生徒訪問指導員	日額	5,300
21	外国語指導助手	月額	364,000円以内
22	国際交流員	月額	364,000円以内

23	戦略官		日額 50,000
24	保育園嘱託医 学校嘱託医 学校薬剤師		別表第1の2の額
25	佐渡金銀山調査 指導委員会	委員	日額 10,000
26	史跡佐渡金銀山 遺跡保存管理委員 会	委員	日額 10,000
27	佐渡市建造物保 存活用委員会	委員	日額 10,000
28	史跡佐渡金山遺 跡保存管理計画策 定委員会	委員	日額 10,000
29	佐渡市障害者介 護給付費等支給審 査会	合議体の長	日額 13,000
		委員	日額 10,000
30	佐渡市介護認定 審査会	合議体の長	日額 13,000
		委員	日額 10,000
31	附属機関の構成 員	日額をもって定める 者	附属機関の長 5,800
			附属機関の委員 5,300
32	その他の非常勤の特別職の職員		他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、予算の範囲内で別に定める額

(佐渡市学校給食センター条例の一部改正)

第6条 佐渡市学校給食センター条例(平成16年佐渡市条例第128号)の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

(佐渡市公民館条例の一部改正)

第7条 佐渡市公民館条例(平成16年佐渡市条例第130号)の一部を次のように改正する。

第 8 条及び第 9 条を次のように改める。

第 8 条及び第 9 条 削除

(佐渡市立図書館条例の一部改正)

第 8 条 佐渡市立図書館条例(平成16年佐渡市条例第131号)の一部を次のように改正する。

第12条を削り、第13条を第12条とする。

(佐渡市博物館条例の一部改正)

第 9 条 佐渡市博物館条例(平成16年佐渡市条例第139号)の一部を次のように改正する。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

(佐渡市佐渡植物園条例の一部改正)

第10条 佐渡市佐渡植物園条例(平成16年佐渡市条例第156号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「法」という。」を削る。

第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とする。

(佐渡市歴史民俗資料館条例の一部改正)

第11条 佐渡市歴史民俗資料館条例(平成16年佐渡市条例第177号)の一部を次のように改正する。

第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とする。

(佐渡市宿根木地区歴史的景観条例の一部改正)

第12条 佐渡市宿根木地区歴史的景観条例(平成16年佐渡市条例第184号)の一部を次のように改正する。

目次中

「 第 7 章 佐渡市宿根木地区歴史的景観審議会 (第32条 第37条)

第 8 章 雑則 (第38条)

第 9 章 罰則 (第39条・第40条)

を

「 第 7 章 雑則 (第32条)

第 8 章 罰則 (第33条・第34条)

に改める。

第 7 章を削る。

第 8 章中第38条を第32条とし、同章を第 7 章とする。

第 9 章中第39条を第33条とし、第40条を第34条とし、同章を第 8 章とする。

(佐渡市環境基本条例の一部改正)

第13条 佐渡市環境基本条例（平成17年佐渡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 章 環境審議会（第27条 第31条）」を削る。

第 3 章を削る。

(佐渡市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第14条 佐渡市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年佐渡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第15条及び第16条を削り、第17条を第15条とする。

(佐渡市景観条例の一部改正)

第15条 佐渡市景観条例（平成21年佐渡市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第29条及び第30条を削り、第31条を第29条とする。

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

名称	担当事務	委員の人数	委員の要件	委員の任期
佐渡市個人情報保護制度審議会	個人情報保護制度の改善その他重要事項に関する調査審議	7人以内	1 市民 2 学識経験又は知識を有する者	2年
佐渡市情報公開・個人情報保護審査会	不服申立てがあった場合における必要事項の審査及び調査	5人以内	1 市民 2 学識経験又は知識を有する者	2年
佐渡市プロポーザル審査委員会	1 プロポーザル方式の実施要領に関する調査審議 2 提案内容及び業務遂行能力が最も優れた者（以下「最優秀提案者」という。）を決定するための審査基準に関する調査審議 3 企画又は技術に関する提案書等の審査及び評価に関する調査審議 4 最優秀提案者の決定に関する調査審議 5 上記のほか、市長等が特に必要と認めることに関する調査審議	10人以内	1 学識経験又は知識を有する者 2 市の職員	委嘱の日から事業者を選定する日まで
佐渡市特別職報酬等審議会	次に掲げる事項に関する審議 市議会の議員の議員報酬の額 市長及び副市長の給料の額 市議会の会派及び議員の	10人	本市の区域内の公共的団体等の代表者その他市民	2年

	政務活動費の額			
佐渡市交通安全対策会議	1 佐渡市交通安全計画の作成及びその実施の推進に関すること。 2 上記のほか、本市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の審議及びその実施の推進に関すること。	30人以内	1 国の関係地方行政機関の職員 2 新潟県の知事の部内の職員 3 新潟県警察の警察官 4 本市の教育長 5 本市の消防長 6 関係団体の代表者 7 上記のほか、市長が必要と認める者	2年
	(特別委員) 特別の事項の審議	若干人	市長が必要と認める者	委嘱の日から特別の事項に関する審議が終了する日まで
佐渡市行政改革推進委員会	本市の行政改革の推進に関する重要事項の調査審議	10人以内	市政について優れた識見を有する者	任命された日の属する年度から2箇年度
佐渡金銀山調査指導委員会	佐渡金銀山に関連する文化財の調査並びに研究の指導及び助言	20人以内	1 学識経験又は知識を有する者 2 上記のほか、市長が必要と認める者	2年
史跡佐渡金銀山遺跡保存管理委員会	史跡佐渡金銀山遺跡の保存管理及び整備活用の方策に関する審議	15人以内	1 学識経験又は知識を有する者 2 上記のほか、	2年

			市長が必要と認める者	
佐渡市建造物保存活用委員会	重要文化財建造物の保存、整備及び活用方策に関する審議	15人以内	1 学識経験又は知識を有する者 2 建造物等の所有者 3 上記のほか、市長が必要と認める者	2年
史跡佐渡金山遺跡保存管理計画策定委員会	史跡佐渡金山遺跡の保存管理計画の作成	15人以内	1 学識経験又は知識を有する者 2 上記のほか、市長が必要と認める者	2年
佐渡市公の施設指定管理者選定委員会	指定管理者の候補者の選定に関すること。	各部会ごとに10人以内	1 学識経験又は知識を有する者 2 市の職員	2年
佐渡市公の施設指定管理者評価委員会	指定後の指定管理者の管理運営の評価に関すること。	10人以内	1 学識経験又は知識を有する者 2 市民の代表	2年
佐渡市ケーブルテレビ放送施設管理運営審議会	ケーブルテレビ放送施設の管理運営に関する調査審議	10人以内	1 学識経験又は知識を有する者 2 上記のほか、市長が必要と認める者	2年
佐渡市予防接種健康被害調査委員会	予防接種による健康被害発生事例に関する医学的見地からの調査審議	7人	1 佐渡医師会長から推薦された者 5人 2 新潟県佐渡保健所長 3 新潟県予防接種健康被害調査専門医師集団の医師のうち、関係委員の協議により定めた者 1人	2年
佐渡市地域	地域医療計画の策	15人以内	医療について優	2年

医療計画策定委員会	定に関する調査審議	内	れた見識を有する者	
佐渡市環境審議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境基本計画の策定及び変更に関する調査審議 2 環境の保全及び再生の基本的事項及び重要事項に関する調査審議 3 上記のほか、環境の保全及び再生に関し市長が必要と認める事項の調査審議 	20人以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 学識経験又は知識を有する者 2 関係行政機関の職員 3 市民 4 事業者 	2年
佐渡市地域福祉計画推進委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 佐渡市地域福祉計画の策定及び見直しに関する事項の調査審議 2 佐渡市地域福祉計画に関する取組の進行管理及び評価に関する事項の調査審議 3 上記のほか、地域福祉に関する施策の実施等に関し必要な事項の調査審議 	15人以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 学識経験又は知識を有する者 2 公募による市民 3 保健福祉・医療関係者 4 地域活動団体等代表者 5 上記のほか、市長が必要と認める者 	2年
佐渡市地域自立支援協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者等のニーズ、各種サービスの充足状況及び問題点に関する事項の調査審議 2 援助が困難な事例への対応に必要とされる関係機関とのサービスの調整及びネットワークの 	20人以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療機関を代表する者 2 障害福祉サービス事業者を代表する者 3 関係行政機関の職員 4 上記のほか、市長が必要と認める者 	3年

	<p>構築に関する事項の調査審議</p> <p>3 相談支援事業の評価に関する事項の調査審議</p> <p>4 地域の障害福祉に係る社会資源の開発又は改善に関する事項の調査審議</p> <p>5 佐渡市障がい者計画及び佐渡市障がい福祉計画に関する事項の調査審議</p> <p>6 専門分野別関係者への提言に関する事項の調査審議</p>			
佐渡市老人ホーム入所判定委員会	<p>1 次に掲げる事項の判定又は検討</p> <p>老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号に規定する措置（以下「入所等の措置」という。）の要否</p> <p>既に入所等の措置を受けている者に対する当該入所等の措置の継続の要否</p> <p>上記により要と判定された者の当該入所等の措置がとられるまでの在宅における処遇の方</p>	7人以内	<p>1 医師</p> <p>2 新潟県佐渡地域振興局健康福祉環境部職員</p> <p>3 養護老人ホーム職員</p> <p>4 高齢福祉課職員</p> <p>5 上記のほか、市長が必要と認める者</p>	2年

	<p>針</p> <p>上記 により否と判定された者の在宅における処遇の方針</p> <p>上記のほか、市長が必要と認める事項</p> <p>2 上記1の に規定する入所等の措置の要否の判定に当たっては、老人ホームへの入所措置等の指針について(平成18年老発第331028号)第5に規定する老人ホームへの入所措置の基準に関する事項についての総合的な判定</p>			
佐渡市高齢者等福祉保健審議会	<p>1 計画の策定に関し、必要な事項の調査審議</p> <p>2 保健、医療、福祉事業の運営に関し、必要な事項の調査審議</p>	15人	<p>1 学識経験又は知識を有する者</p> <p>2 保健・医療・福祉関係者</p> <p>3 介護サービス事業者</p> <p>4 介護保険被保険者</p> <p>5 上記のほか、市長が必要と認める者</p>	3年
佐渡市地域密着型サービス運営委員会	<p>1 地域密着型サービスの指定に関する事項の調査審議</p> <p>2 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関する</p>	15人	<p>1 学識経験又は知識を有する者</p> <p>2 保健・医療・福祉関係者</p> <p>3 介護サービス事業者</p> <p>4 介護保険被</p>	3年

	<p>事項の調査審議</p> <p>3 サービスの質の確保、運営評価その他市長が必要と認める事項の調査審議</p>		<p>保険者</p> <p>5 上記のほか、市長が必要と認める者</p>	
佐渡市都市計画審議会	<p>1 都市計画法（昭和43年法律第100号）によりその権限に属された事項の調査審議</p> <p>2 都市計画に関する事項の調査審議</p> <p>3 都市計画に関する事項について、関係行政機関への建議</p>	20人以内	<p>1 学識経験者</p> <p>2 市議会議員</p> <p>3 関係行政機関の職員</p> <p>4 市民</p>	2年
	（臨時委員） 特別の事項の調査審議	若干人	市長が必要と認める者	委嘱の日から特別の事項に関する調査審議が終了する日まで
	（専門委員） 専門の事項の調査	若干人	市長が必要と認める者	委嘱の日から専門の事項に関する調査が終了する日まで
佐渡市景観審議会	景観づくりに関する事項の調査審議	15人以内	<p>1 市民</p> <p>2 市民団体代表者</p> <p>3 学識経験又は知識を有する者</p> <p>4 関係機関の</p>	2年

			構成員 5 関係行政機 関の職員	
佐渡市水道 運営審議会	水道の工事及び維 持並びに管理運営 に関する事項の調 査審議	15人以 内	学識経験又は知 識を有する者	2年
佐渡市立病 院運営委員 会	市立病院の経営の 合理化及び運営に 関する審議	15人以 内	学識経験又は知 識を有する者	2年

2 教育委員会の附属機関

名称	担当事務	委員の 人数	委員の要件	委員の 任期
佐渡地区教 科用図書採 択協議会	市内の小学校及び 中学校の教科用図 書を選定するため、 地方教育行政の組 織及び運営に関す る法律(昭和31年法 律第162号)第23条 第6号及び義務教 育諸学校の教科用 図書の無償措置に 関する法律(昭和38 年法律第182号)第 13条第1項の規定 により教育委員会 が採択すべき教科 用図書に関する調 査審議	10人以 内	1 教育委員 2 保護者の代 表者 3 上記のほか、 教育委員会が 必要と認める 者	委嘱の 日から 教科用 図書が 採択さ れる日 まで
佐渡市青少 年問題協議 会	1 地方青少年問 題協議会法(昭和 28年法律第83号) の規定による青 少年の指導、育 成、保護及び矯正 に関する総合的 施策の策定に係 る調査審議 2 総合的施策の 適切な実施のた めに必要な関係 行政機関との連 絡調整を図り、そ	20人以 内	1 学識経験又 は知識を有す る者 2 上記のほか、 教育委員会が 必要と認める 者	2年

	の施策に対し意見を述べること。			
佐渡市公民館運営審議会	公民館における各種の事業の企画実施に関する調査審議	20人以内	1 学校教育及び社会教育の関係者 2 家庭教育の向上に資する活動を行う者 3 学識経験者	2年
佐渡市スポーツ推進審議会	スポーツ推進計画その他スポーツの推進に関する重要事項の調査審議	10人以内	1 佐渡市スポーツ推進委員 2 佐渡市体育協会の役員 3 学校関係者 4 学識経験又は知識を有する者 5 上記のほか、教育委員会が必要と認める者	2年
佐渡市図書館協議会	図書館の運営に関する事項の調査審議	10人以内	1 学校教育及び社会教育の関係者 2 家庭教育の向上に資する活動を行う者 3 学識経験者	2年
佐渡市博物館協議会	次に掲げる事項に関する調査審議 博物館の運営及び事業に関すること。 博物館の連携活動の推進又は調整に関すること。 上記のほか、特に必要な事項	10人以内	1 学校教育及び社会教育の関係者 2 家庭教育の向上に資する活動を行う者 3 学識経験者	2年
佐渡市佐渡植物園協議会	植物園の運営に関する事項の調査審議	10人	1 学校教育及び社会教育の関係者 2 家庭教育の	2年

			向上に資する活動を行う者 3 学識経験者	
佐渡市資料館協議会	資料館の運営に関する事項の調査審議	7人以内	1 学校教育及び社会教育の関係者 2 家庭教育の向上に資する活動を行う者 3 学識経験者	2年
佐渡市文化財保護審議会	次に掲げる事項に関する調査又は審議 文化財の調査に関すること。 文化財の指定及び解除に関すること。 指定文化財の修理及び復旧並びに滅失及び損傷防止の措置に関すること。 指定文化財の現状変更の許可及び環境保全のための必要な施設の勧告に関すること。 文化財の買収に関すること。 埋蔵文化財の発掘に関すること。 無形文化財の助成に関すること。 文化財の出品及び公開に関すること。	20人以内	1 学識経験又は知識を有する者 2 上記のほか、教育委員会が必要と認める者	2年

	上記のほか、 文化財の保存 及び活用に関 し必要と認め る事項			
	(臨時委員) 特別の事項に関 する調査又は審議	若干人	教育委員会が必 要と認める者	委嘱の 日から 特別の 事項に 関する 調査又 は審議 が終了 する日 まで
佐渡市宿根 木地区歴史 的景観審議 会	歴史的景観地区の 景観形成及び伝統 的建造物群保存地 区の保存等の重要 事項に関する調査 審議	15人以 内	1 学識経験又 は知識を有す る者 2 関係行政機 関の職員 3 各種団体の 代表者 4 保存地区を 代表する者 5 上記のほか、 教育委員会が 必要と認める 者	2年

備考 委員は、上記の表に定める附属機関に該当する委員の要件の欄に掲げるもののうちから、当該附属機関の属する執行機関が委嘱し、又は任命する。

議案第 6 号

佐渡市金井地区防災無線施設条例を廃止する条例の制定について

佐渡市金井地区防災無線施設条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

平成26年 3 月 4 日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市金井地区防災無線施設条例を廃止する条例

佐渡市金井地区防災無線施設条例（平成16年佐渡市条例第26号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第7号

佐渡市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市特別会計条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年3月4日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市特別会計条例の一部を改正する条例

佐渡市特別会計条例（平成16年佐渡市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第1条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、第10号を削り、第11号を第9号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 佐渡市ケーブルテレビ特別会計の平成25年度分の収入、支出及び決算に関しては、なお従前の例による。

議案第 8 号

佐渡市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例の
制定について

佐渡市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例を次
のとおり制定する。

平成26年 3 月 4 日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例

佐渡市過疎地域自立促進特別事業基金条例(平成22年佐渡市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに集落の維持及び活性化を目的とする事業」を「、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第9号

佐渡インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例の制定について

佐渡インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例を次のとおり制定する。

平成26年3月4日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 本市の恵まれた自然風土及び歴史的・文化的遺産を広く紹介し、文化、観光及び地域の振興に寄与するとともに、市民、観光客等の利便を図ることを目的として、インフォメーションセンターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 インフォメーションセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐渡インフォメーションセンター	佐渡市両津夷384番地11

(事業)

第3条 佐渡インフォメーションセンター(以下「センター」という。)は、次に掲げる事業を行う。

文化、観光及び地域の振興を図るために必要な事業

多目的ホール、催事スペースその他の施設の利用に関する事業

前2号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時30分(別表に定める施設の利用がある場合は、最長で午後10時)までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用の許可)

第6条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許

可をしないことができる。

公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

センターの施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。

前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認めるとき。

3 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

センターを利用する者(以下「利用者」という。)が利用の目的に違反したとき。

利用者が偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。

利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは市長の指示した事項に違反したとき。

利用者が前条第3項の規定により付された条件に違反したとき。

天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認めるとき。

前各号に掲げるもののほか、センターの管理上特に必要があると認めるとき。

(使用料等)

第8条 利用者は、別表に定める使用料又は入館料(以下「使用料等」という。)を市長に前納しなければならない。ただし、市長が後納を認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別な展示を行う場合は、その都度市長が定める入館料を納入させることができる。

(使用料等の減免)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、使用料等を減額し、又は免除することができる。

(使用料等の不還付)

第10条 既に納入された使用料等は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると規則で定める事項に該当する場合は、使用料等を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第11条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、センターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、センターの開館時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

3 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条及び第7条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の業務)

第12条 前条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

文化、観光等の情報発信に関する業務

センターの利用の許可に関する業務

センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

前3号に掲げるもののほか、センターの運営に関し市長が必要と認める業務

(利用料金)

第13条 第11条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第8条の規定にかかわらず、利用者は、センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらか

じめ市長の承認を得て定めるものとする。

- 4 指定管理者は、公益上の理由等あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由によりセンターを利用できないときは、利用料金を還付することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

別表（第4条、第8条、第13条関係）

センター使用料等（税込み）

施設使用料

（単位：円）

区分		1時間当たりの使用料	全日利用（午前8時30分～午後10時）
多目的ホール	平日	2,500	28,000
	休日等	3,000	33,600
控室1（和室）		300	3,400
控室2		300	3,400
催事スペース （全面使用）	平日	2,200	24,600
	休日等	2,600	29,100
催事スペース （半面使用）	平日	1,100	12,300
	休日等	1,300	14,600
調理室		700	7,800
会議室		400	4,500

備考

- 「平日」とは、月曜日から金曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）をいい、「休日等」とは、平日以外の日をいう。
- 午前8時30分から午後10時までの間に、11時間を超えて施設を利用する場合は、全日利用の金額を適用する。
- 冷暖房を使用する場合は、上記の表の使用料に100分の30を乗じて得た金額を加算する。ただし、催事スペースは、対象外とする。
- 多目的ホール又は催事スペースを準備、原状回復又はリハーサルに利用する場合の使用料は、上記の表の使用料に100分の70を乗じて得た金額とする。
- 利用の許可を受けた者が入場料その他これに類似するもの（次表において「入場料等」という。）を徴収する場合は、上記の表の使用料に次の表の割合を乗じて得た金額を加算する。ただし、次号に該当する場合は除く。

1人1回当たり入場料等	加算割合
500円を超え、2,000円以下のとき	10%
2,000円を超え、4,000円以下のとき	20%
4,000円を超え、6,000円以下のとき	30%
6,000円を超えるとき	50%

6 営利を目的とする場合は、上記別表の使用料の2倍の金額とする。

7 上記備考第3項から前項までの規定により、使用料の算定を行う際に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附属設備使用料

(単位：円)

区分	設備の名称	単位	金額 (1日につき)
舞台設備	天井吊プロジェクター	1式	3,000
	スクリーン	1式	1,000
	演台	1式	500
照明設備	調光装置	1式	2,000
	ボーダーライト	1列	1,000
	シーリングスポットライト	1列	1,000
	持込器具電源	1口	100
音響設備	音響装置	1式	3,000
	固定跳ね返りスピーカー	1式	1,000
	ステージスピーカー	1式	1,000
	ワイヤレスマイクロホン(ハンド型)	1本	500
	ワイヤレスマイクロホン(タイピン型)	1本	500
	コンデンサーマイクロホン	1本	500
	ダイナミックマイクロホン	1本	500

	インカム装置	1 式	1,000
	DVDプレーヤー	1 台	1,000
	CDプレーヤー	1 台	500
	テープレコーダー	1 台	500
	PA器具持込料	1 式	2,000
	持込器具用電源	1 口	100
その他	プロジェクター	1 式	1,000
	展示パネル	1 台	200
	持込器具用電源	1 口	100

備考

- 1 舞台設備の天井吊プロジェクターを利用する場合は、スクリーンの利用を含む。
- 2 音響設備の音響装置を利用する場合は、スピーカー及びダイナミックマイク2本の利用を含む。

展示室入館料

(単位 : 円)

区分	個人	団体 (15人以上)
大人 1 人当たり	300	240
小・中学生 1 人当たり	100	80

議案第10号

佐渡市老人医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市老人医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年3月4日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市老人医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市老人医療費助成に関する条例(平成16年佐渡市条例第208号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「(大正11年法律第70号)」を削る。

第6条各号を次のように改める。

対象者に係る自己負担額から医療保険各法に定める70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合の規定の例により算定した一部負担金の額及びその他医療保険各法による被保険者が医療保険各法の規定により負担すべき額に相当する額(保険者が医療保険各法の規定の例により一部負担金の減額等を行う措置を採る場合は、当該措置が採られた場合の額をいう。)(以下「助成後の一部負担金」という。)を控除した額

助成後の一部負担金が医療保険各法の規定の例により高額療養費の支給要件に該当する場合には、医療保険各法の規定の例により算出した高額療養費に相当する額。この場合において、助成後の一部負担金は自己負担額を超えることはできないものとし、高額療養費は、70歳に到達した者の規定の例によるものとする。

第7条中「高齢者の医療の確保に関する法律第57条第3項に規定する保険医療機関等(以下)」を「健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は薬局(以下これらを)」に、「第78条第1項」を「第88条第1項」に、「一部負担金」を「助成後の一部負担金」に改める。

第8条第1項第3号中「保険証」を「被保険者証」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前に行われた医療に係る老人医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の佐渡市老人医療費助成に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、施行の日以後に対象者として認定される者に

ついて適用し、この条例の施行の際現に対象者として認定されている者（施行の日以後に新条例第3条の要件に該当しなくなった者で、その後新たに該当することとなった者を除く。以下「経過措置対象者」という。）については、なお従前の例による。

- 4 経過措置対象者であって、70歳に達する日の属する月の末日において現に対象者として認定されている者については、同日後もこの条例による改正前の佐渡市老人医療費助成に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定を適用する。この場合において、旧条例第3条第1号及び第2号中「70歳に達する日の属する月の末日までの者」とあるのは「高齢者の医療の確保に関する法律の規定により同法の医療を受けることができる日の前日までの者」と読み替えるものとする。

議案第11号

佐渡市医療技術者奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市医療技術者奨学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年3月4日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市医療技術者奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

佐渡市医療技術者奨学資金貸与条例(平成16年佐渡市条例第300号)の一部を次のように改正する。

第10条第1号及び第2号中「 $\frac{1}{2}$ 」を「 $\frac{3}{4}$ 」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行し、改正後の佐渡市医療技術者奨学資金貸与条例の規定は、同日以降に新たに奨学金を貸与する者から適用する。

議案第12号

佐渡市廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年3月4日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例

佐渡市廃棄物処理施設条例(平成16年佐渡市条例第227号)の一部を次のように改正する。

第2条の表国仲清掃センターの項及び南佐渡し尿処理センターの項を削り、同条の表南佐渡一般廃棄物最終処分場の項の次に次のように加える。

し尿受入施設	佐渡市八幡1931番地1
--------	--------------

附 則

この条例中第2条の表南佐渡一般廃棄物最終処分場の項の次にし尿受入施設の項を加える改正規定は平成26年7月1日から、第2条の表国仲清掃センターの項及び南佐渡し尿処理センターの項を削る改正規定は平成26年11月1日から施行する。

議案第13号

佐渡市児童遊園条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市児童遊園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年3月4日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市児童遊園条例の一部を改正する条例

佐渡市児童遊園条例(平成16年佐渡市条例第197号)の一部を次のように改正する。

別表吾潟児童遊園の項、大川児童遊園の項、藻浦児童遊園の項、中高野児童遊園の項、北立島児童遊園の項、大浦児童遊園の項及び羽茂中央児童遊園の項を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第14号

佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年3月4日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年佐渡市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第15条の表を次のように改める。

職の区分	額又は支給率
施設長（医師に限る。）	12%
医長、科長（医師に限る。）	8%

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第15号

佐渡市高齢者共同住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
の制定について

佐渡市高齢者共同住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次
のとおり制定する。

平成26年3月4日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市高齢者共同住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

佐渡市高齢者共同住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年佐渡市条例第42号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第16号

佐渡市営畑野駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市営畑野駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年3月4日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市営畑野駐車場条例の一部を改正する条例

佐渡市営畑野駐車場条例（平成18年佐渡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の表渋沢駐車場の項を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第17号

佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年3月4日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例

佐渡市立学校設置条例(平成16年佐渡市条例第125号)の一部を次のように改正する。

別表第1 小木小学校の項中「佐渡市小木町1534番地」を「佐渡市小木町905番地」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第18号

佐渡市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市奨学金貸与条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年3月4日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市奨学金貸与条例の一部を改正する条例

佐渡市奨学金貸与条例（平成23年佐渡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「本市に住所を有し」を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第19号

佐渡市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市社会教育委員条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年3月4日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市社会教育委員条例の一部を改正する条例

佐渡市社会教育委員条例(平成16年佐渡市条例第129号)の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第2条から第4条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

(委嘱の基準)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから委嘱する。

学校教育及び社会教育の関係者

家庭教育の向上に資する活動を行う者

学識経験者

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第20号

佐渡市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

佐渡市消防長及び消防署長の資格を定める条例を次のとおり制定する。

平成26年3月4日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市消防長及び消防署長の資格を定める条例

(消防長の資格)

第 1 条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第15条第 2 項に規定する条例で定める消防長の資格は、次のとおりとする。

本市の消防職員として消防事務に従事した者で、本市の消防署長の職又は本市消防本部における消防署長の職と同等以上と認められる職に 1 年以上あったものであること。

本市の行政事務に従事した者で、市長の直近下位の内部組織の長の職その他本市におけるこれと同等以上と認められる職に 2 年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第 2 条 消防組織法第15条第 2 項に規定する条例で定める消防署長の資格は、次のとおりとする。

本市の消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に 1 年以上あったものであること。

本市の消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補以上の階級に 3 年以上あったもの(前号に該当する者を除く。)であること。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

議案第21号

佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年3月4日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例

佐渡市火災予防条例(平成16年佐渡市条例第308号)の一部を次のように改正する。

第29条の3第1項第2号中「第13条の3第1号」を「第13条第1号」に改める。

第29条の4第4項中「第37条第7号から第7号の3まで」を「第37条第4号から第6号まで」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第22号

佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年3月4日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市手数料条例の一部を改正する条例

佐渡市手数料条例（平成16年佐渡市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表消防関係の表2の項の の(オ)中「91,000円」を「92,000円」に改め、同項の の工中「820,000円」を「830,000円」に、「990,000円」を「1,010,000円」に、「1,100,000円」を「1,120,000円」に、「1,400,000円」を「1,420,000円」に、「1,640,000円」を「1,660,000円」に、「3,850,000円」を「3,880,000円」に、「5,090,000円」を「5,100,000円」に改め、同項の のオ中「1,120,000円」を「1,130,000円」に、「1,330,000円」を「1,340,000円」に、「1,480,000円」を「1,500,000円」に、「2,120,000円」を「2,140,000円」に、「4,330,000円」を「4,350,000円」に改め、同項の のカの(オ)中「91,000円」を「92,000円」に改め、同表6の項の 中「950,000円」を「990,000円」に、「1,650,000円」を「1,720,000円」に、「3,180,000円」を「3,320,000円」に、「3,890,000円」を「4,060,000円」に、「4,450,000円」を「4,650,000円」に改め、同表8の項の 中「410,000円」を「430,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,160,000円」を「1,210,000円」に、「2,830,000円」を「2,950,000円」に、「3,470,000円」を「3,620,000円」に、「4,000,000円」を「4,170,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第23号

佐渡市辺地総合整備計画（平成25～27年度）の変更について

佐渡市辺地総合整備計画（平成25～27年度）の変更について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成26年3月4日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

（佐渡市辺地総合整備計画書（平成25～27年度）（第1次変更）別紙添付）

議案第24号

財産の無償譲渡について（旧川茂教職員住宅）

下記の財産を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 建物の名称、所在、構造及び延床面積

建物の名称	所在	構造	延床面積	
旧川茂教職員住宅	佐渡市下川茂 136番地1	木造かわらぶき 平家建	53	02

- 2 無償譲渡の相手方 佐渡市下川茂792番地
下川茂自治会
会長 和泉 孝二

平成26年3月4日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第25号

平成25年度佐渡市水道事業会計資本剰余金の処分について

平成25年度佐渡市水道事業会計のうち、補助金等をもって取得した資産（取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額を控除した金額を帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当する部分）の除却により発生する損失について、補助金等を源泉とする資本剰余金51,014,000円を上限として補填することについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成26年3月4日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

- 議案第26号 平成25年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第27号 平成25年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
について
（予算書別紙添付）
- 議案第28号 平成25年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
について
（予算書別紙添付）
- 議案第29号 平成25年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）につ
いて
（予算書別紙添付）
- 議案第30号 平成25年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第3号）につ
いて
（予算書別紙添付）
- 議案第31号 平成25年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第3号）につい
て
（予算書別紙添付）
- 議案第32号 平成25年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計補正予算（第2号）
について
（予算書別紙添付）
- 議案第33号 平成25年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第3号）
について
（予算書別紙添付）
- 議案第34号 平成25年度佐渡市五十里財産区特別会計補正予算（第1号）
について
（予算書別紙添付）
- 議案第35号 平成25年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第36号 平成26年度佐渡市一般会計予算について
（予算書別紙添付）
- 議案第37号 平成26年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について
（予算書別紙添付）
- 議案第38号 平成26年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について
（予算書別紙添付）
- 議案第39号 平成26年度佐渡市介護保険特別会計予算について
（予算書別紙添付）
- 議案第40号 平成26年度佐渡市簡易水道特別会計予算について
（予算書別紙添付）

- 議案第41号 平成26年度佐渡市下水道特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第42号 平成26年度佐渡市歌代の里特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第43号 平成26年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第44号 平成26年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第45号 平成26年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第46号 平成26年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第47号 平成26年度佐渡市真野財産区特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第48号 平成26年度佐渡市病院事業会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第49号 平成26年度佐渡市水道事業会計予算について
(予算書別紙添付)

再生紙を使用しています。

古紙リサイクルにご協力お願いします。

リサイクルの際はホッチキス針の除去についてご協力お願いします。

《平成 25 年度 佐渡市一般会計補正予算（第 7 号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 国の平成 25 年度補正予算（第 1 号）に伴う経済対策事業の経費を計上
- ・ 併せて市単独の経済対策事業の経費を計上
- ・ その他の経費については、12 月補正予算編成後の事由による緊急性のある経費について計上

2. 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	55,752,414
補正額	1,447,781
累計予算額	57,200,195

3. 主な財源内訳

（単位：千円）

地方交付税	997,938
国・県支出金	1,059,998
市債	607,000

4. 主な事業

（単位：千円）

国の補正予算に伴う経済対策事業 **補正額：1,103,250**

・ **小・中学校整備事業【学校教育課】** **（補正額：821,235）**

（事業内容）

・ 小木小学校改修事業	419,515 千円
・ 南部地区統合中学校グラウンド整備事業	401,720 千円

・ **耐震診断調査事業** **（補正額：88,484）**

（事業内容）

市有施設 15 施設

・ **住宅整備事業【建設課】** **（補正額：112,988）**

（事業内容）

市営吉井住宅建替 1 棟 5 戸

・ **防災対策事業【総務課】** **（補正額：54,023）**

（事業内容）

・ 防災案内板整備事業	28,998 千円
・ 指定避難所整備事業	25,025 千円

・ **農業農村整備事業【農林水産課】** (補正額：7,520)

(事業内容)

・ ため池ハザードマップ作成業務委託	7,520 千円
--------------------	----------

・ **県営農業農村整備事業【農林水産課】** (補正額：19,000)

(事業内容)

・ 県営経営体育成基盤整備事業負担金	9,000 千円
・ 県営総合かんがい排水事業負担金	10,000 千円

市単独の経済対策事業 補正額：94,494

・ **プレミアム商品券発行助成事業【産業振興課】** (補正額：46,494)

(事業内容)

市内消費の喚起による内需拡大と商店街活性化による商業振興を図るため、15%のプレミアム付き商品券を3億円分発行し、市内店舗事業所での購買促進を実施する。

・ 商品券発行額	3億円 × プレミアム率 15% = 45,000 千円
・ 事務費分	1,494 千円

・ **制度融資利子補給事業【産業振興課】** (補正額：48,000)

(事業内容)

佐渡市制度融資の新規融資に対する利子を支援することで資金繰り支援及び負担の軽減を図る。

道路除雪経費【建設課】 補正額：250,175

(事業内容)

道路除雪の経費を追加計上

財政調整基金積立金【財務課】 補正額：864,817

(事業内容)

地域の元気臨時交付金を翌年度の財源とするために積立	298,000 千円ほか
---------------------------	--------------

《平成 25 年度 佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 70 歳代前半の被保険者の一部負担金の軽減特例措置の継続による、高齡受給者証の再交付に係る経費を計上
- ・ 実績による決算見込に基づき、保健事業費を減額補正

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	7,337,409
補正額	8,635
累計予算額	7,346,044

3. 主な財源内訳

(単位：千円)

国庫支出金	1,633
一般会計繰入金	4,490
諸収入	2,512

4. 主な補正内容

(単位：千円)

高齡者医療制度円滑運営事業

補正額： 1,236

(事業内容)

平成 26 年 3 月末までに既に 70 歳に達している被保険者の一部負担の割合を 2 割から 1 割に据置く措置に伴う、高齡受給者証の再交付に係る経費。

その他の補正

補正額： 7,399

(主な補正内容)

・ 国保データベースシステム改修による補正	945
・ 保健事業の実績見込による補正	4,688
・ 前年度実績確定による国庫返還金の補正	11,142

平成 25 年度 後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)概要

1.補正予算について

実績による決算見込みに基づく減額補正

2.予算規模

(単位：千円)

補正前の額	734,334
補正額	7,261
累計予算額	727,073

3.主な財源内容

(単位：千円)

- ・一般会計繰入金（広域連合納付金等）の減額 7,501
- ・肺炎球菌ワクチン接種費用補助金の増額 240

4.主な補正内容

(単位：千円)

総務費	240
・肺炎球菌ワクチン接種費用補助金の増額	240
後期高齢者医療広域連合納付金（保険基盤安定負担金）	7,501

《平成25年度 佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要》

1. 補正予算について

- ・保険料の当初見込みにより、所得階層の変動や課税世帯の増加等による保険料の増額計上
- ・介護サービス等の利用増による保険給付費を計上
- ・給付費の財源となる国・県負担金、支払基金交付金、基金・一般会計繰入金を計上
- ・介護報酬改定等に伴うシステム改修費を追加計上

2. 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	8,200,830
補正額	56,278
累計予算額	8,257,108

3. 主な財源内訳

（単位：千円）

保険料・手数料	29,908
国庫支出金	16,151
県支出金	9,692
支払基金交付金	21,907
基金繰入金	26,918
一般会計繰入金	5,538

4. 主な補正内容

（単位：千円）

総務費

総務管理費	412
介護認定審査会費	1,410
運営協議会費	209

保険給付費

介護サービス等諸費	51,385
介護予防サービス等諸費	12,452
高額介護サービス等費	1,541
特定入所者介護サービス等費	1,667
その他諸費	136

地域支援事業費

介護予防事業費	2,325
包括的支援事業・任意事業費	955

《平成 25 年度 佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）概要》

1 . 補正予算について

・他関連工事との調整による建設改良費の増額

2 . 予算規模 （単位：千円）

補正前の額	1,034,933
補 正 額	1,500
累計予算額	1,036,433

3 . 主な財源内訳 （単位：千円）

雑入（水道管布設替等補償料）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1,500

4 . 主な事業 （単位：千円）

建設改良事業（市単独分） 補正額：1,500

（事業内容）

県道改良に伴う配水管布設替工事（相川地区・H26 予算計上）に関連して、
配水管仮設工事を緊急に実施する必要があることによる工事費の増額
建設改良工事費 1,500 千円

《平成25年度 佐渡市下水道特別会計補正予算（第3号）概要》

1. 補正予算について

- ・下水道管理費を増額計上
- ・下水道建設費を増額計上

2. 予算規模 (単位：千円)

補正前の額	3,098,968
補正額	57,730
累計予算額	3,156,698

3. 主な財源内訳 (単位：千円)

一般会計繰入金	57,730
---------	--------

4. 主な補正内容 (単位：千円)

下水道修繕料の減額に伴う下水管理費の減額	2,000
流域下水道維持管理負担金の増額	57,730
下水道建設費の増額	2,000

平成 25 年度 佐渡市ケーブルテレビ特別会計補正予算（第 2 号）概要

1. 補正予算について

- ・ 自主放送設備整備工事の請負金額の確定見込による減額を計上
- ・ 工事請負費の減額に伴う繰入金の減額を計上

2. 予算規模 （単位：千円）

補正前の額	356,356
補正額	28,098
累計予算額	328,258

3. 主な財源内訳 （単位：千円）

一般会計繰入金	28,098
---------	--------

4. 主な事業 （単位：千円）

施設整備事業 **補正額： 28,098**

（内容）

佐渡市ケーブルテレビ放送施設は、平成 26 年 4 月から指定管理者施設に移行し、施設の管理運営は、効率化を図るため指定管理者である佐渡テレビジョン本社での集中管理になる。これにより、施設の兼用が可能となり、当該自主放送設備工事についても、兼用できる設備を省いて当初予定した整備工事費を減額するもの

当初予算工事費	100,548,000 円
確定工事費	72,450,000 円
差 額	28,098,000 円

《平成 25 年度 佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第 3 号）概要》

1. 補正予算について

・短期入所療養介護サービスの実績減によるサービス収入の減収となった。また、施設工事取りやめ等による減額、要介護度 4・5 利用者の増加による内服薬・オムツ代等の医療材料費の増額による歳入・歳出の補正

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	580,384
補正額 (400)	400
累計予算額	579,984

3. 補正内容

(単位：千円)

《歳入》 (4,000 - 3,600 = 400)

・サービス収入の減額

個人負担金収入の減額 (4,000)

補正前の額	102,107
補正額 (4,000)	4,000
	98,107

・一般会計繰入金の増額

補正前の額	124,136
補正額 (4,000 - 400)	3,600
累計予算額	127,736

《歳出》 (1,900 + 1,500 = 400)

・一般管理費(一般管理費)

施設改修工事 1,900

減額補正を計上

補正前の額	122,769
補正額	1,900
累計予算額	120,869

・介護サービス費(介護サービス費)

医療材料費 (1,500)

増額補正を計上

補正前の額	61,222
補正額	1,500
累計予算額	62,722

《平成 25 年度 佐渡市五十里財産区特別会計補正予算(第 1 号)概要》

1. 補正予算について

主な増額理由は、東北電力の鉄塔用地の売却及び送電線の地役権収入によるもの

2. 予算規模及び主な財源内訳

(単位：千円)

五十里財産区

補正前の額	429
補正額	1,558
累計予算額	1,987

・主な財源内訳

財産収入 (土地売払収入及び土地貸付収入)	1,777
-----------------------	-------

《平成 25 年度 佐渡市病院事業会計補正予算（第 2 号） 概要》

【平成 25 年度補正予算（第 2 号）（病院事業全体）】

予算上の収支は、 28,374 千円の赤字予算

患者数予想の修正による補正

一般会計繰入金の清算的調整による補正

項 目	補正 1 号	補正 2 号	比較増減 (対補正 1 号)
収益 計	2,459,418 千円	2,389,895 千円	69,523 千円
費用 計	2,469,068 千円	2,418,269 千円	50,799 千円
損 益	9,650 千円	28,374 千円	

【平成 25 年度補正予算（第 2 号）（両津病院）】

予算上の収支は、 36,395 千円の黒字予算

病床利用率に関しては、 1 月までの実績を考慮病床利用率 72%で算出

一般会計繰入金の清算的補正増 2,855 千円増

看護師随時採用補充できず予備費 6 名分を減とした。

項 目	補正 1 号	補正 2 号	比較増減 (対補正 1 号)
収益 計	1,836,868 千円	1,782,202 千円	54,666 千円
費用 計	1,797,408 千円	1,745,807 千円	51,601 千円
損 益	39,460 千円	36,395 千円	

【平成 25 年度補正予算（第 2 号）（相川病院）】

予算上の収支は、 64,769 赤字予算

病床利用率に関しては、 1 月までの実績を考慮病床利用率 90%で算出

患者数の減による医業収益の減 16,922 千円減

一般会計繰入金の清算的補正増 2,174 千円増

項 目	補正 1 号	補正 2 号	比較増減 (対補正 1 号)
収益 計	622,550 千円	607,693 千円	14,857 千円
費用 計	671,660 千円	672,462 千円	802 千円
損 益	49,110 千円	64,769 千円	

《平成26年度佐渡市国民健康保険特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

平成26年4月から予定されている制度改定等を踏まえ、現状の被保険者・保険給付動向等を加味し編成した。

2. 予算規模

予算総額 7,001,000千円（対前年比 111,000千円 1.6%減）

3. 主な歳入歳出の内容

< 歳 入 >

(単位：千円)

項 目	平成26年度 当初予算額	平成25年度 当初予算額	差引増減	増減事由
国民健康保険税	1,490,249	1,466,145	24,104	被保1人当り医療費増加見込による増加
国庫支出金	1,472,287	1,581,613	109,326	
療養給付費交付金	416,115	498,849	82,734	
県支出金	329,057	333,476	4,419	
前期高齢者交付金	1,960,163	1,842,994	117,169	交付見込額の増加
共同事業交付金	845,859	920,742	74,883	事業主体（国保連）交付見込額
繰入金	452,963	428,062	24,901	保険基盤安定繰入金の増
その他の歳入	34,307	40,119	5,812	前年度繰越金の減
合 計	7,001,000	7,112,000	111,000	

< 歳 出 >

(単位：千円)

項 目	平成26年度 当初予算額	平成25年度 当初予算額	差引増減	増減事由
総 務 費	61,920	68,104	6,184	
保険給付費	4,622,155	4,643,875	21,720	被保険者数の減少による給付費の減 H25 17,800人 H26 17,100人
後期高齢者支援金等	904,210	916,566	12,356	前々年度精算見込による減
前期高齢者納付金等	644	525	119	
介護納付金	411,269	419,794	8,525	前々年度精算見込による減及び 2号被保険者数見込の減少による減 H25 7,317人 H26 7,039人
共同事業拠出金	857,086	920,742	63,656	事業主体（国保連）見込額の減
老人保健拠出金	46	62	16	
保健事業費	72,638	72,605	33	
その他の歳出	6,554	6,554	0	
予 備 費	64,478	63,173	1,305	
合 計	7,001,000	7,112,000	111,000	

(平成26年度 佐渡市後期高齢者医療特別会計当初予算概要)

1. 当初予算について

新潟県後期高齢者医療広域連合の算定に基づく保険料及び納付金等に、保険料徴収・保険給付に係る人件費及び事務費等並びに保健事業費を計上して編成した。

2. 予算規模

予算総額 727,300千円 (対前年比 9,600千円 1.3%増)

3. 主な歳入歳出の内容

< 歳入 >

(単位:千円)

項目名	平成26年度 当初予算額	平成25年度 当初予算額	差引増減	増減事由
後期高齢者医療保険料	464,272	460,372	3,900	賦課見込額の増
使用料及び手数料	51	51	0	
繰入金	254,895	254,294	601	保険基盤安定負担金の増
繰越金	1	1	0	
諸収入	8,081	2,982	5,099	広域連合人件費負担金の増
合 計	727,300	717,700	9,600	

< 歳出 >

(単位:千円)

項目名	平成26年度 当初予算額	平成25年度 当初予算額	差引増減	増減事由
総務費	34,672	30,253	4,419	所管職員 3名 4名
後期高齢者医療広域連合納付金	692,077	686,896	5,181	保険料・保険基盤安定負担金の増
諸支出金	551	551	0	
合 計	727,300	717,700	9,600	

4. 平成26年度及び27年度保険料率について(案)

- ・均等割額 35,300円(現行と同じ)
- ・所得割率 7.15%(現行と同じ)
- ＊一人当たり保険料額 43,681円(軽減措置後)

5. 制度改正

- ・賦課限度額の引き上げ 55万円 57万円
- ・保険料均等割の軽減措置について、5割軽減、2割軽減の対象となる軽減判定所得の基準額を引き上げ、軽減対象者を拡大する。

《平成 26 年度 佐渡市介護保険特別会計 予算概要》

1. 当初予算について

介護保険特別会計において、第 5 期介護保険事業計画に基づく計画最終年度の予算となるもので、当該計画並びにこれまでの介護給付費の動向等の影響を加味し編成したものです。

2. 予算規模

(単位：千円)

当初予算額	8,425,800
前年度当初予算額	8,027,600
予算額増減	398,200

3. 主な財源内訳

(単位：千円)

保険料	1,341,339
国庫支出金	2,211,869
県支出金	1,219,870
支払基金交付金	2,348,138
一般会計繰入金	1,197,833

4. 主な事業

(単位：千円)

介護保険特別会計【高齢福祉課】

予算額：8,425,800

(事業内容)

当初予算の主な内容としては、各種介護サービスの利用見込み及び介護給付費の支給実績の推移から、必要となる給付費の額を予算計上した。

総務費 (169,871 千円)

職員給与費等 75,614 千円

事務費等 (徴收費、介護認定審査会費、運営協議会費等) 94,257 千円

保険給付費 (8,034,268 千円) 平成 25 年度当初予算額 7,664,808 千円

介護サービス等諸費 (施設・訪問介護、通所介護ほか) 7,193,902 千円

介護予防サービス等諸費 (予防訪問介護、予防通所介護ほか) 241,345 千円

高額介護サービス等費 (1 割の自己負担が高額) 156,001 千円

高額医療合算介護サービス等費 (介護と医療の自己負担が高額) 15,220 千円

特定入所者介護サービス費 (食費・居住費の補足給付) 420,000 千円

その他諸費 (審査支払手数料) 7,800 千円

地域支援事業費 (209,828 千円)

介護予防事業 (一次・二次予防事業委託料ほか) 60,187 千円

包括的支援事業・任意事業 (地域包括支援センター運営事業委託料、介護

用品支給事業委託料ほか) 149,641 千円

《平成 26 年度 佐渡市簡易水道特別会計 予算概要》

1. 当初予算について

- ・歳入においては、建設改良費の拡充により、国庫補助金等特定財源が増加となっている。
- ・歳出においては、国庫補助の新規建設改良事業に取り組むなど、事業費が増加している。

2. 予算規模

(単位：千円)

当初予算額	1,078,300
前年度当初予算額	1,038,900
予算額増減	39,400

3. 財源及び歳出内訳

財源

工事負担金	2,000
使用料及び手数料	320,417
国庫補助金	169,446
財産収入	17
一般会計繰入金	394,574
繰越金	25,000
諸収入	3,446
簡易水道事業債	163,400

歳出

(単位：千円)

総務費	124,719
維持管理費	193,986
建設改良費	434,545
基金積立金	17
公債費	323,033
予備費	2,000

4. 主な事業

(単位：千円)

統合簡易水道事業（西三川・真野南部地区）

予算額：226,045

(事業内容)

西三川簡易水道及び真野南部簡易水道は、施設の老朽化が著しく、漏水に伴う断水が頻繁に発生している状況であるため、浄水施設及び配水施設を更新し、連絡管を新設することで、原水を有効利用し水道水の安定供給を図る。

基幹改良事業（静山笹川地区）

予算額：8,500

(事業内容)

静山笹川簡易水道は、管路及び施設の老朽化が著しく、突発的な漏水事故で水道水の安定供給に支障が生じ、施設の機能も修繕による保全が限界にきているため、老朽化した管路及び施設更新を行い安全で安定した水道水の供給を図る。

統合簡易水道事業（小木町・沢崎・羽茂・大崎・赤泊地区）

予算額：130,000

(事業内容)

羽茂支所を拠点として南部地区の水道施設管理を行うための遠方監視システムについて、赤泊地区を除き老朽化が著しいことから、監視システムの更新と一体化により管理体制の強化し、安全で安定した水道水の供給を図る。

《平成 26 年度 佐渡市下水道特別会計 予算概要》

1. 当初予算について

平成 26 年度下水道特別会計は、国府川流域下水道の佐渡市移管による汚水処理、し尿処理の効率化を図ると共に下水道建設事業の縮減による下水道債借入の抑制により残債の縮小を図り、会計健全化を目指し予算編成したものです。

2. 予算規模

(単位：千円)

当初予算額	3,221,400
前年度当初予算額	3,115,700
予算額増減	105,700
対前年比	103.4%

3. 財源および歳出内訳

財源

歳出

(単位：千円)

負担金・分担金 . . .	117,398	下水道総務費 . . .	137,321
使用料等 . . .	624,862	下水道管理費 . . .	598,829
国庫支出金 . . .	400,000	下水道建設費 . . .	911,309
県支出金 . . .	4,524	農集管理費 . . .	6,920
繰入金 . . .	1,622,113	漁集管理費 . . .	40,197
市債 . . .	372,500	公債費 . . .	1,525,824
その他財源 . . .	80,003	予備費 . . .	1,000

4. 主な事業

(単位：千円)

下水道特別会計【上下水道課】予算額 : 3,221,400

(事業内容)

当初予算の事業内容は下記のとおりです。	
下水道総務費	
人件費	72,743 千円
事務費等 (報奨費、需用費、委託料、公課費等)	64,578 千円
下水道管理費	
浄化センター維持管理費	598,829 千円
下水道建設費	
人件費	43,944 千円
建設事業費	
測量試験費	18,230 千円
本工事費	
汚水	678,700 千円
雨水	129,000 千円
補償費等その他	41,435 千円
農業集落排水管理費	6,920 千円
漁業集落排水管理費	40,197 千円
公債費	
公債費償還元金	1,033,202 千円
公債費償還利子	492,122 千円
一次借入金利子	500 千円
予備費	
予備費	1,000 千円

《 平成26年度 歌代の里特別会計当初予算 概要 》

1. 当初予算について

・平成26年度の歌代の里の施設入所者介護（定員105人）及び短期入所生活介護（定員7人）に係る所要額を計上したもの

2. 予算規模

予算総額 475,500千円（対前年比 -21,500千円 -4.3%）

3. 主な歳入内訳

（単位：千円）

サービス収入	446,971	（対前年比	906千円	0.2%）
繰入金	25,773	（対前年比	-21,388千円	-45.4%）
（運営基金繰入金	6,000）			
（一般会計繰入金	19,773）			
その他	2,756	（対前年比	-1,018千円	-27.0%）
歳入合計	475,500			

4. 主な歳出内訳

（単位：千円）

人件費（43人分）	300,558	（対前年比	-6,792千円	-2.2%）
臨時賃金（26人分）	67,456	（対前年比	1,723千円	2.6%）
一般管理費	38,482			
介護サービス費	68,004			
予備費	1,000			
歳出合計	475,500			

5. 繰入金内訳

（単位：千円）

運営基金繰入金	6,000	（対前年比	-20,000千円	-76.9%）
一般会計繰入金	19,773	（対前年比	-1,388千円	-6.6%）
繰入金合計	25,773			

6. 一般会計繰入金対象経費

（単位：千円）

施設維持管理委託料（両津病院）	5,465
診療業務委託料（両津病院）	3,528
施設維持管理業務負担金（両津病院）	10,136
その他	644
対象経費合計	19,773

《平成 26 年度 佐渡市すこやか両津特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

- ・ 厨房内の環境衛生と職員の健康保持のため、スチームオープンコンベックを
予算計上 (1,297 千円)

2. 予算規模

(単位: 千円)

当初予算の額	583,600
前年度予算の額	595,100
比較	11,500

3. 予算内容

(単位: 千円)

《歳入》 ・ サービス収入

当初予算の額	455,035
前年度予算との比較	4,591
・ 繰入金	
当初予算の額	123,156
前年度予算との比較	16,288
・ その他歳入	
当初予算の額	5,409
前年度予算との比較	197

《歳出》 ・ 一般管理費(人件費・一般管理費)

当初予算の額	293,934
前年度予算との比較	34,977
・ 一般管理費(一般管理費)	
当初予算の額	136,981
前年度予算との比較	21,084
・ 介護サービス費	
当初予算の額	61,815
前年度予算との比較	2,393
・ 公債費	
当初予算の額	90,470
前年度予算との比較	± 0
・ 予備費	
当初予算の額	400
前年度予算との比較	± 0

《平成 26 年度 佐渡市各財産区特別会計予算 概要》

1. 予算について

- ・財産区管理会運営費を計上
- ・分収造林事業費を計上（五十里財産区を除く）

2. 予算規模及び主な事業

（単位：千円）

五十里財産区 210

- ・主な財源内訳

財産収入（主なもの：財産貸付収入 202） 207

- ・主な事業

財産区管理会の運営 138

（事業内容）

財産区管理会を年間約 3 回開催し、山林整備等について協議を行う。

二宮財産区 25,197

- ・主な財源内訳

財産収入（主なもの：財産貸付収入 174） 180

諸収入（主なもの：受託事業収入 25,000） 25,001

- ・主な事業

分収造林事業 6,000

作業道整備 19,000

（事業内容）

（独）森林総合研究所森林農地整備センターとの分収造林契約地の森林整備を受託。

新畑野財産区 5,757

- ・主な財源内訳

財産収入（主なもの：物品売払収入 350） 454

諸収入（主なもの：受託事業収入 5,000） 5,001

- ・主な事業

分収造林事業 5,000

（事業内容）

（独）森林総合研究所森林農地整備センターとの分収造林契約地の森林整備を受託。

真野財産区 5,186

- ・主な財源内訳

財産収入（主なもの：財産貸付収入 181） 184

諸収入（主なもの：受託事業収入 5,000） 5,001

- ・主な事業

分収造林事業 5,000

（事業内容）

（独）森林総合研究所森林農地整備センターとの分収造林契約地の森林整備を受託。

《平成 26 年度 佐渡市病院事業会計予算 概要》

【平成 26 年度予算額（病院事業全体）】

予算上の収支は、65,805 千円の赤字予算

消費税 3 % 増により、経費が増となり収支を圧迫。

同時に 2 年に 1 度の診療報酬改定あり。全体で 0.1% 増の改定だが、個別詳細の公表は、4 月直前となるため前年並みで計上した。

40 数年ぶりの地方公営企業会計基準の見直しにより、負債の増等多岐の変更あり。例として、本年度に限り賞与を 1 年 4 月分の計上しなければならない。

人件費は、基本給 5 % 減で計上。

項 目	H 2 5 当初	H 2 6 当初	比較増減 (対 H 2 5)
収益 計	2,459,418 千円	2,415,119 千円	44,299 千円
費用 計	2,464,131 千円	2,480,924 千円	16,793 千円
損 益	4,713 千円	65,805 千円	

両津病院

【編成方針】

耐震化

両津病院の耐震化が必要と診断される見込み。費用は、概算 3 億円。ただし、病院稼働しながらの工事は非常に困難。また、病院建物自体の耐用年数もせまっているので、新築の検討も必要となる。

看護師不足

3 月退職看護師の補充が見込めない場合、2 病棟のうち 1 病棟を閉鎖せざるを得ない。経営状況の悪化、市全体での病床の不足が懸念される。

【予算概要】

予算上の収支は、9,783 千円の黒字予算

収入の基本である病床利用率に関しては、前年比 8 % 減の 7 2 % で算出。

人員数について看護師の退職補充が困難な状況であり、現員プラス 6 名分を措置。

項 目	H 2 5 当初	H 2 6 当初	比較増減 (対 H 2 5)
収益 計	1,836,868 千円	1,797,464 千円	39,404 千円
費用 計	1,792,318 千円	1,787,681 千円	4,637 千円
損 益	44,550 千円	9,783 千円	

相川病院

【編成方針】

常勤医師2名の厳しい診療体制と患者数の減による、収益の減少を見込まざるを得ない。苦しい経営状況を余儀なくされている中での、消費税の増による費用の増加。資金繰りに関しても、さらに厳しくなっている。

【予算概要】

予算上の収支は、75,588千円の赤字予算

病床利用率に関しては、実績等を考慮し、ほぼ前年並みの91%で算出

項目	H25当初	H26当初	比較増減 (対H25)
収益計	622,550千円	617,655千円	4,895千円
費用計	671,813千円	693,243千円	21,430千円
損益	49,263千円	75,588千円	

《平成 26 年度 佐渡市水道事業会計 予算概要》

1. 当初予算について

- ・ 当年度より、改正後の地方公営企業会計基準を適用する。(46 年ぶり改正)
- ・ 収益的収支では、高料金対策として一般会計補助金を繰り入れ、資本的収支では、国庫補助及び合併特例債、辺地債の活用により、水道事業債の借り入れを抑制し、水道事業会計の健全経営を目指す。
- ・ 主な建設改良事業としては、老朽管更新事業、緊急時用連絡管事業、配水管敷設替え事業及び畑野・小倉簡水基幹改良事業を実施し、上水道の有収率向上と安心安全な水道水の安定供給を図るとともに、佐和田浄水場改築に向け基本設計を実施する。

2. 予算規模

(単位：千円)

(1) 収益的支出		(2) 資本的支出	
当初予算額	1,695,000	当初予算額	1,421,900
前年度当初予算額	<u>1,323,000</u>	前年度当初予算額	<u>1,821,200</u>
予算額増減	372,000	予算額増減	△399,300

3. 主な財源内訳

(単位：千円)

(1) 収益的収入		(2) 資本的収入	
営業収益	1,238,985	企業債	152,800
営業外収益	593,513	国庫補助金	243,366
		工事負担金	147,590
		出資金	207,844

4. 主な事業

(単位：千円)

- 老朽管更新事業（両津地区吉井・歌代、相川地区鹿伏） 予算額：461,800

老朽化した塩ビ管の破損による漏水事故、鑄鉄管の錆による濁りが発生しており、住民サービスの低下を招いている状況であるため、これら老朽管を更新し水道水を安定供給する。

- 緊急時用連絡管事業（両津地区吉井・歌代） 予算額：102,830

平成26年度から29年度までの計画で、両津地区吉井浄水場と歌代浄水場との間に相互連絡管を整備し、災害等緊急時における水道水の供給体制を確保する。

- 配水管等敷設(替)事業（全地区） 予算額：285,250

他工事（国道、県道、市道、下水道など）に伴う配水管等の敷設替えを行う。

- 簡易水道基幹改良事業（畑野・小倉簡水地区） 予算額：29,400

小倉地区では、送水管の腐食による色度及び濁度が発生しており、住民サービスの低下を招いている状況であるため、送水管及び送水ポンプを更新し安心安全な水道水を供給する。

- 佐和田浄水場改築事業（佐和田地区八幡） 予算額：40,000

佐和田浄水場は昭和42年度に建設され、増設、改修を経て現在に至っており、施設の老朽化が進んでいる。建設年度、浄水量、水質、維持管理など総合的な視点から平成36年には更新が必要であるが、経営面、資金面から、今後10年をかけて改築する計画とし、本年度において改築の基本設計を行う。